

育児休業証明書

当事業所においては、育児休業中も賃金を支払っているため、従業員が育児休業給付を受給することができません。

当事業所の従業員である下記の者につきまして、子の出生後 56 日の期間（注）の出生時育児休業期間または育児休業期間の就業状況等は下記のとおりであり、賃金の支払いがなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、通算して 14 日以上取得していることを、証明いたします。

記

1 従業員の氏名 _____

2 出産年月日 令和 年 月 日 3 出産予定日 令和 年 月 日

4 出生時育児休業の期間及び就業の状況

① 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（就業時間 時間）

② 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（就業時間 時間）

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が 10 日（出生時育児休業の取得日数が 28 日に満たない場合は、当該取得日数を 28 日で除して得た率に応じた就業日数）を超える場合に記入してください。

5 育児休業の期間及び就業の状況

① 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（就業時間 時間）

② 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（就業時間 時間）

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が 10 日を超える場合に記入してください。

上記の記載事実に相違ありません。

令和 年 月 日

千葉県市町村職員共済組合 殿

事業所名 _____

所在地 _____

事業主名 _____

連絡先電話 _____

担当者氏名 _____

※ 育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、記載された出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類を添付してください。

（注）子の出生後 56 日の期間とは、子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して 56 日を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。